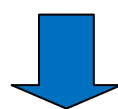


公的年金からの特別徴収モデルケース

年税額 18,800円 の場合 ※ 平成20年度～22年度まで同じ税額と仮定します。

平成20年度（従来どおりの徴収方法）

徴収方法	普通徴収 (納付書または口座振替で納付)			
課税月(期)	6月(第1期)	8月(第2期)	10月(第3期)	1月(第4期)
徴収税額	年税額の4分の1			
	6,800円	4,000円	4,000円	4,000円



年金からの
特別徴収開始！

平成21年度（特別徴収が開始される年度の徴収方法）

徴収方法	普通徴収 (納付書または口座振替で納付)		特別徴収 (公的年金から天引き)		
課税月(期)	6月(第1期)	8月(第2期)	10月	12月	2月
徴収税額	年税額の4分の1	年税額の4分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1
	5,400円	4,000円	3,200円	3,100円	3,100円

普通徴収の第1期及び第2期に、それぞれ年税額の4分の1を納付書または口座振替で納付していただきます。 ※ 1,000円未満の端数は、端数全額が第1期に合算されます。

10月・12月・2月の各年金支給月に、それぞれ年税額の6分の1を特別徴収させていただきます。

※ 100円未満の端数は、端数全額が10月に合算されます。

平成22年度（特別徴収開始2年目以降の徴収方法）

徴収方法	特別徴収(仮徴収) (公的年金から天引き)			特別徴収(本徴収) (公的年金から天引き)		
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	前年度2月分と同じ額			年税額から仮徴収分を差引いた額の3分の1		
	3,100円	3,100円	3,100円	3,300円	3,100円	3,100円

新しい年度の個人住民税の年税額は、通常その年度の5月～6月にかけて決定されるため、4月・6月・8月分は、前年度2月に特別徴収された税額と同額で、それぞれ一旦仮徴収させていただきます。

10月・12月・2月分は、年税額から仮徴収分を差引いた額の3分の1ずつを本徴収させていただきます。

※ 100円未満の端数は、端数全額が10月に合算されます。

上図の場合は、

(年税額) 18,800円 - (仮徴収分) 9,300円 = (本徴収分) 9,500円